

(一社)全日本冠婚葬祭互助協会 奨学金基金

2026(令和 8)年度 奨学生募集要項

1. 奨学金概要

- (1) 給 付 額：年額 60 万円（四半期毎に 15 万円）
- (2) 給付対象期間：進学予定先の最短修業年限
- (3) 給 付 方 法：4 月,7 月,10 月,1 月の各月 10 日までに、四半期分を本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付します。ただし、初回は 4 月末頃までに給付予定とします。

2. 応募資格

以下のいずれかの項目に該当する者とします。

- 2026(令和 8)年 4 月に日本国内の大学、大学校（給与の支給を受ける大学校を除く。）、短期大学または専門学校（以下「大学等」とする。）に入学する者
- 2002（平成 14）年 4 月 2 日以降生まれの者
- 保護者（父親または母親等）が死亡、かつ経済的な支援を必要とする者

※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について

（併用とは、当協会の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給すること。）

- ・ 貸与型奨学金 ----- 併用可
- ・ 給付型奨学金 ----- 併用不可（ただし海外留学支援の奨学金は併用可）
- ・ 国の修学支援制度による授業料等減免 - 併用可
- ・ 大学独自の制度のうち現金が給付されるのではなく、大学に納付する授業料が実際に減額または免除される制度 ----- 併用可

3. 募集概要

- (1) 募 集 期 間：2025(令和 6)年 8 月 15 日(金)～10 月 15 日(水)（当日消印有効）
- (2) 募 集 人 数：5 名程度

4. 応募方法

下記書類（最新のものを）、奨学金基金事務局へご郵送ください。※本人からの応募に限ります。

① 奨学金給付申請書

当協会ホームページ（<https://www.zengokyo.or.jp/social/scholarship/>）に掲示している申請様式に必要事項を記載してください。

② 小論文（下記テーマについて、800 字以内でご提出ください。）

◆テーマ「進学（在学）先の大学等で学び、卒業後にやりたいこと」

③ 調査書または成績証明書

- ・ 評定平均または学習成績概評が記載されたもの
- ・ 高校卒業見込み者は、高校 1 年生から 3 年生 1 学期までの成績が記載されたもの
- ・ 既卒者は、高校 1 年生から 3 年生 3 学期までの成績が記載されたもの
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書（原本）

④ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の原本

- ・発行日から3ヶ月以内

※保護者の死亡や申請者との親子関係を確認するうえで必要な書類となります。

⑤ 世帯全員分の住民票の写し(原本)

- ・発行日から3ヶ月以内
- ・続柄記載あり
- ・日本国籍を有する者：本籍地記載あり
上 記 以 外 の 者：在留資格等記載あり
- ・マイナンバーの記載がないもの

⑥ 所得・課税証明書または非課税証明書・住民税決定証明等の原本

- ・市町村が発行した収入および所得控除の金額の記載があるもの
- ・2024(令和6)年1月1日から12月31日までの所得に基づくもの
- ・原則として保護者全員の証明書を提出

(収入の無い方は非課税証明書(収入記載欄あり)が必要となります。)

離別または死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を含めた証明書をご提出ください。

※ ご送付の際の注意事項

- A4サイズの封筒1通にすべての書類を封入してください。
申請書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- お送りいただいた書類は返却いたしません。
なお、必要がなくなった申請書類等は当協会にて破棄いたします。

5. お申込み先およびお問合せ先

(1) お申込み先

〒105-0003 東京都港区西新橋1-18-12 COMS 虎ノ門6階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 奨学金基金事務局 宛

(2) お問合せ先

下記のメールアドレスへお問合せください。

E-mail : scholarship@zengokyo.or.jp

※ 書類到着に関するお問合せには対応いたしかねます。

到着確認は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。

6. 選考・採用内定

- ご応募いただいた申請書類をもって、当基金の奨学生選考委員が選考を行います。
- 選考の過程で、12月上旬～12月中旬頃に面接(原則オンラインとします。)を実施します。
- 選考結果は、12月末日までに内定者本人に通知します。

7. 採用者の手続き

(1) 振り込み先情報

奨学金の振込先金融機関口座（本人名義に限ります。）を所定の方法により、指定する期日までにお届けください。

(2) 確認書（契約事項および同意事項）

記載事項を確認し、本人および保護者等が署名のうえ、指定する期日までに奨学金基金事務局宛にご送付ください。

(3) 大学等へ入学後、4 月末までに学生証（写真付）、在学証明書等の必要書類を奨学金基金事務局宛にご送付ください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 直近の成績証明書および在学証明書を、当基金が求めた期日までにご提出ください。

(2) 「どのように本奨学金を有効に生かして学業に勤しんでいるのか」のご報告と「大学等で学んだことや、未来への想い」として、進学等を目指す後輩奨学生へのメッセージを、定めた期日までにご提出ください。

(3) 下記の場合、所定の方法により当基金へお届けください。

①休学するとき

②復学するとき

③大学等より停学の処分を受けたとき

④学籍を失ったとき

⑤最短修学年限で卒業できる見込みがなくなったとき

⑥修業年数が 4 年を超える学部・学科に属することが明らかになったとき

⑦他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき

⑧当基金の奨学金受給を辞退するとき

⑨他の給付型奨学金を受給することが決まったとき

⑩当基金に申請した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の一時停止

下記の場合は、奨学金の支給を一時停止します。

(1) 休学したとき

(2) 「8.奨学生の義務」(1)および(2)の提出義務を適切に果たさなかったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当基金の奨学生としての資格を失うこととなります。

①停学となったとき

②学籍を失ったとき（ただし転学・編入学を除きます。）

③奨学生自身が努力を怠ったこと等、本人の責めに帰すべき事由により最短修業年限で卒業できないことが確定したとき

④奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6 年生の学部・学科に属する事実が判明したとき

⑤奨学生より辞退の申し出があったとき

⑥併用を認めていない他の給付型奨学金を受給した事実が判明したとき

⑦奨学金の給付の一時停止後、当基金が奨学生に提示する停止解除の要件を適切に満たさなかったとき

⑧正当な理由なく「8.奨学生の義務」(1)および(2)の提出義務を継続して果たさなかったとき

⑨学業成績または品行が著しく不良であるとき

⑩反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

⑪前各号のほか、奨学生として適当ではない事実があったとき

※ 奨学生の義務を故意に怠り、資格喪失したときは、奨学金を返還していただきます。

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の募集、選考、採用および当基金が奨学金給付事業を継続・遂行するために必要となる業務以外には使用いたしません。

採用者については、在籍大学および出身高校に連絡いたします。

12. その他

当基金の奨学金給付は、大学等を卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

以上